

令和元年度 第4回(7月)定例教育委員会会議録

1. 開催場所	名張市役所 庁議室
2. 開催日時	令和元年7月5日(金) 午後3時30分～午後5時25分
3. 出席委員	上島和久教育長、瀧永善樹委員、川原尚子委員、辻愛委員、丸下純一委員
4. 欠席委員	なし
5. 事務局	高嶋正広教育次長、草合要平教育改革担当理事、大西哲教育総務室長、山村浩由学校教育室長、山崎博史教育センター長、宮前浩幸文化生涯学習室長、山口敦司市民スポーツ室長、田中弘二国体推進室長、松本孝寿図書館長、金森國康教育総務室教育総務係長(書記) (以下、議事録中は役職名は省略。)
6. 議事	下記のとおり

(教育長) 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから第4回の定例教育委員会を始めたいと思います。梅雨入りをしまして、ここ何日間か大変雨も多く降っている所でございます。南九州におきましては大変な被害も出ている所でございますが、幸いにして雨の量もこの辺としては少ないのではないかなど。あと昨日一昨日ですか、志摩方面の方では沢山の雨も降ったという事もある訳ですが、夏休み前のこの梅雨の時期の大雨というのは毎年ある訳でございますが、何とか大きな被害もなく終わって頂きたいと思っています。

また、学校の方は来週の金曜日、あと丁度1週間でございますが、暑さ対策の関係で本年度に限り、夏季休業を早めるという形になっております。では、座って失礼します。本日の会議に入ります前に会議の公開についてお諮りをします。本日の会議の事項中、その他の項の義務就学者の就学校の変更について及び児童生徒の問題行動につきましては、名張市教育委員会会議規則第8条の規定によりまして非公開とする事を提案します。委員の皆様方にはご異議ございませんか。

(委員) 異議なし。

(教育長) ありがとうございます。ご異議がない様ですのでこれらの案件につきましては非公開として会議を進めたいと思います。それでは事項書に基づきまして、進めていきたいと思います。まず、報告第23号臨時代理した事件(名張市いじめ問題専門委員会委員の委嘱及び任命)の承認についてを、事務局から説明をお願いします。

1 報告

第23号 臨時代行した事件(名張市いじめ問題専門委員会委員の委嘱及び任命)の承認について

(事務局説明)

(教育長) はい。説明が終わりました。この件につきまして、委員の皆様方からご質問、ご意見がございましたら、お出し頂きたいと思えます。はい、どうぞ。

(委員) 所掌事務が4つ書かれています、委員会は年間何回ぐらい開催されているのでしょうか。定期的に開催されていますか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) この委員会につきましては、いじめが認知された中で様々な問題、特に重大事態であったり、そのいじめの重い事柄に対しての学校の調査のあり方、そのようなものについて指導助言を行ったり、或いは直接、調査機関にもなり得る機関ですので、そういった事案が生じた場合に開催いたします。あと連絡協議会については、毎年2回程度実施しております、こちらの協議会はいじめに関する色々な取組について、各関係機関が情報共有しながら、更に取組を進めていく趣旨で開催をしております。

(教育長) いかがですか。

(委員) そうすると今まで開催された事はないのですね。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 実際に重大事態に至ったいじめに対して直接調査に入った事はございません。ただ、重大事態が発生した事は過去にはございまして、それについて、まずは教育委員会事務局学校教育室が指導助言をしながら、学校に調査に入る訳ですが、この委員会から助言を頂いたケースはございます。

(委員) はい、分かりました。ありがとうございます。

(教育長) 他いかがですか。はい、どうぞ。

(委員) すみません。委員の方で、どちらの委員会も重複して所属をされている方がおられますが、それは別に問題ない事でしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 結論から申しますと問題はないのですが、何故、両委員会の委員に就いて頂いているかと言いますと、重大事態に調査に入る方は、当然専門性が必要となりますので専門職として医師の方に個別にお願いをしております。協議会委員については、所属されている医師会から選出頂いたという事で、結果的に重なっているというのが背景にございます。

(委員) はい、問題ないという事でしたら、大丈夫です。

(教育長) 他いかがですか、よろしいか。それでは、これ以上ご意見も無さそうですので、この件については承認という事でご異議ございませんか。

(委員) 異議なし。

(教育長) それでは、この件につきましては、承認ということで進めていきたいと思えます。続きまして、第24号、臨時代理した事件(名張市教育支援委員会委員の委嘱及び任命)の承認についての説明を事務局よりお願いいたします。

第24号 臨時代理した事件(名張市教育支援委員会委員の委嘱及び任命)の承認について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件について委員の皆様方からご意見ご質問がございましたらお出し下さい。はい、どうぞ。

(委員) この委員会は年、大体何回ぐらい実績として、開催されているのでしょうか。

(教育長) 事務局。

(事務局) 6月、9月、11月、12月の基本4回の開催となっております。

(委員) はい、ありがとうございます。

(教育長) 少し補足させていただきますと、この委員会は元々、教育支援委員会ではなくて、就学指導委員会と言う名前で、就学指導に関わるものでした。国の名称等も変わってきている関係で改正等をしており、5号委員は以前の方は特別支援学級を設置している学級の担任の先生を任命していましたが、今は全ての学校に特別支援学級が出来ています。その関係でチーフコーディネーターを選んできているという事がございます。理由としてチーフコーディネーターは、自分の学校だけではなく、担当の学校が決まっております、その学校も全部見ているという事です。ただ通級指導につきましては、通級教室は特別な形でございますので、本当は4クラスある訳ですけども、その方に代表として入ってもらおうという事でございます。この件についてご異議ございませんでしょうか。

(委員) 異議なし。

(教育長) はい。それではこの件につきましても、承認ということで進めさせていただきます。続きまして、議案の項に入ります。第17号、名張市いじめ防止基本方針の改定についてを議題とします。事務局より提案をお願いします。

2 議案

第17号 名張市いじめ防止基本方針の改定について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして委員の皆様方から、ご質問ご意見がございましたらお出し下さい。はい、どうぞ。

(委員) 非常に良いマニュアルを作っています、熟読して頂く事が重要で、そのために全ての先生方に周知出来る様な場が必要だと思っております、いじめ防止対策委員会などで完全に熟知されている様な状況なののでしょうか。

(教育長) 事務局。

(事務局) 学校現場の方にでしょうか。

(委員) はい、そうです。各小中学校の現場です。

(事務局) 学校の方には、年間7回程度ですが生徒指導の担当者を集めて、指導主事が指導助言を行う会があります。そこでこれらを示して先程説明しました第1版がありますので、そこからの変更点は丁寧に説明をしております。それに合わせて現場が作っている方針の改定の依頼等も行っております。

(委員) 今日にもニュースで他県ですが、大きないじめがあったという事が問題になっていますので、重大事態が起こらないまでに、早期に対処して頂く様に、また学校の方に周知・通知するようによろしくをお願いします。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) いじめについては、以前は件数的にも少なかった訳ですが、積極的にいじめを認知していくという姿勢を大前提に取り組みを進めて行ける様にこれからも指導をいたします。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) ありがとうございます。児童生徒の問題行動に関する報告書で、いじめの件数を報告して頂いていますが、この件数はそれぞれの学校のいじめ防止対策委員会の方で出された件数でしょうか、教育委員会に報告された件数でしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) いじめの件数の認知を行うのは学校ですので、もちろんその担当だけが認知するのではなく、最終、学校長が判断をして学校で認知した件数が報告されてきます。それを教育委員会で集約した件数となります。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) それで対処して頂いて、今、名張市でいじめ問題に対する連絡協議会、それから専門委員会と両方ありますが、これらの事案に関してそちらとの関わりというのは、どの程度行われているのでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 特に連絡協議会の方では市の状況、そういった事も情報提供させて頂きながら、今後どの様に取り組んでいくかも含めて、協議をさせて頂いている所です。

(教育長) よろしいでしょうか。他いかがですか。はい、どうぞ。

(委員) 教職員への周知、生徒指導の会議の中でという事ですが、これを読ませて頂くと非常に分厚いものですが、本当に体系的に詳細に渡って対処の所まで細かく書いて頂いてあるので、これは良く分かるなあという風に思いました。ただ、現場の先生、これをきちんと把握してやって頂いているのかなというのと、もう一つ難しくなるのが保護者へも周知が必要ですね。それがどのような形でされているのか、各学校毎かと思いますが、やっぱり保護者にも知って頂かないといけないので、啓発と言いますか、周知の方法は考えられているのでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 一点目の内容が盛りだくさんという事ですが、第1版から同程度のボリュームがある冊子となっております、すぐにこれを全部読み込むのは学校現場の忙しさから大変ですので、A4一枚程度の概要版の作成を行います。それを説明用に使用したり、学校に配布させて頂いたり、今回の場合は変更点辺りをポイントにそのようなものに示していきたいと考えております。もうひとつの保護者への周知につきまして、法にも規定がありまして、例えば学校では学校のホームページに掲載をしている、そういった事もひとつの方法で、概ね載せて頂いているという風に思っております。他には各学校、PTAの会合等で説明をされたりなどを行っている所もございます。学校で様々な機会を設けてお伝えを頂く事が多いのかなという風には思います。

(教育長) よろしいでしょうか。

(委員) ホームページも提供側は閲覧される前提で考えられていますが、実際には中々見て頂いてないのではと思いますし、それから会議も学年が上がるにつれて、保護者の参加数も減っていく中で周知というのは難しいですね。何か事が起こってからでは遅いので、PTAの研修も減少傾向にある中ですが、それらも活用して何とか周知できる様な方法を考えないといけないと

思います。それから、各学校にいじめ防止対策委員会が設置されており、外部の専門家を入れるとありますが、各学校で専門家を確保できているのでしょうか。

（教育長）はい、事務局。

（事務局）委員となる専門家ですが、外部人材で共通しているのがカウンセラーになります。カウンセラーもずっと学校に張り付いてはおりませんが、カウンセラーが学校へ来てくれるその日とかその時間で委員会を開くなど工夫をされています。

（委員）分かりました。専門家の人材が少ない中、各学校で確保が可能なのちよっと気になりました。

（事務局）この委員会の全ての会議で専門家が必ず参加しなければならないということではなく、必要な会議やより専門性を求める時に参加して頂くという風にお考え頂けたらと思います。

（教育長）他いかがですか。はい、どうぞ。

（委員）このいじめ防止基本方針を平成26年から今回の追加以外の部分はもう既に整備運用状態にあるという理解でよろしいですね。26ページの方針の記載の中で、（2）学校いじめ防止基本方針の内容という項目のふたつ目の段落で、具体的には次の様な取り組みが考えられますとして、アの未然防止、それからイの発見、それからウの対処とそういう構成になっていますが、この未然防止のアの事につきましてお尋ねします。実際にこれらが全小中学校でどの程度出来ているかというその確認作業はされていますか。例えば（ケ）の基本方針の周知ですが、年度始めには児童生徒、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する学校基本方針を必ず説明するとありますが、保護者会や児童生徒の集会などの機会に、実際にきちんと説明をしているかどうかを確認できる状況にありますか。

（教育長）はい、事務局。

（事務局）国の調査で児童生徒の問題行動等調査というものがございまして、その調査の項目の中にいじめに関する重大事態の有無や基本方針公表についての設問があります。この学校基本方針の周知は強く求められており、調査項目にもその内容があります。もちろん方針すべての項目についての設問が設定されている訳ではありませんが、ポイントになる所は把握できる調査となっております。

（教育長）その調査結果では、名張の状況はどうですか。確実に公表はされていますか。

（事務局）公表については、100%行っております。ただ、時期や方法についての詳細までの把握はできていません。

（教育長）はい、どうぞ。

（委員）その方針に対して、PDCAのサイクルが機能しているかどうかを確認する体系的な仕組みを作っておかれるのも大事な事かなという風に思いますが、いかがでしょう。

（教育長）はい、事務局。

（事務局）おっしゃる通りで、その事も含めてより実効性のあるものになる様に取り組みを進めていきたいと思っております。

（教育長）他いかがですか。はい、どうぞ。

（委員）今回、本当にきめ細かい内容になっておりまして、保護者としてもこれだけの事を考えて頂けると安心出来るのではないかと思います。ただ、その周知に関してはちよっとどうなのかなって言う所は私自身も感じる所です。それで、今回追記された部分ですが、15ページの物理

的な影響とはの説明の部分ですが、物理的な影響の内容が読み取りにくいですので、ちょっと説明をお願いします。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 14ページのいじめの定義の中の3行目の物理的な影響ですが、この言葉が結構色々な受け取られ方をするという事で、15ページで物理的な影響の具体的な要素を説明しております。まず、身体的な影響のほか、金品をたかられたりというのも物理的な影響となりますし、その後に事例を挙げてあります。今までであればこう言った説明の後に(ケンカを除く)と書いてありましたが、ケンカを除いてしまって本当に良いのかどうかという事がありましたので、ケンカやふざけあいもきちんと見なさいよと、すぐに除外するのではなくという風な注意喚起もしております。このタイトルの物理的な影響とはに対して、直接的な説明を行う表現になっていないので分かりづらい表現だったかなと思います。内容的にはこのような事を説明しています。

(教育長) よろしいでしょうか。

(委員) はい、ちょっとここが分かりにくいと感じました。あと平成26年から使用されていますが、いじめ防止等の「等」ですが、この「等」はいじめの事以外の何を含んでいるのですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) いじめの防止等ですが、防止がもちろん一番最前線でやる必要がありますが、いじめが起きた時の対処や早期発見などを含んでおります。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 28ページの6行目ですが、学校として必要な対応について周知しますとありますが、これは誰に何を周知する事を言われていますか。子どもたち向けでしょうか、それとも社会に向けてでしょうか、教職員ですか。ここがちょっと読みにくい様な気がしますが、いかがでしょうか。趣旨としては教職員の正しい理解を促進する等の学校として必要な対応を実施するという事を言われたのかなと理解出来るのですが、実際、教職員だけが理解していても子ども達の間で誤解や理解不足がある事でいじめが起きるでしょうし、また保護者の中にもそういった理解が不足している場合もあるでしょうから、周知といった時にはそういった事を最初は意図されていたのかなと言う風にも思いました。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 児童生徒に対するいじめ防止に係る学校の周知の部分ですが、確かにちょっと改めて読むと分かりづらい表現となっています。

(委員) よろしいですか。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) これは教職員にこのような考え方が、まだ浸透していないという事ではないのですか。それで、まず教職員が正しい理解をして、そして学校として必要な対応について、教職員に周知をするという事ではないのですか。教職員がしっかり対応の仕方も同じ様にやる必要があるという事を言いたいのかなと思い、読んでいましたが。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 教職員への正しい理解の促進ですので、教職員は一定理解をしていると、それを踏まえて学校として適切な対応を行っていくというイメージですが、適切な表現を再考したいと思います。

(委員) よろしいですか。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 子どもに周知するのか保護者に周知するのか、周知する相手がわかりにくいので、また表現を分かりやすく改めて頂いたらと思います。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 再考をさせて下さい。表現はちょっと考えます。

(教育長) それでは、もう一度整理、修正をして頂くということでお願いします。はい、どうぞ。

(委員) 丁寧な記述をされていると思います。15ページで今回追加された(キ)の項目ですが、昨今の色々な問題を配慮されて、具体的でしかも分かりやすい記述がされています。ただ、もう少し広い視点、ダイバーシティといったような多様な人、状況の理解の斟酌が入っても良いのかなという風にも思いましたので、ご検討頂ければと思います。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) その事についても、検討させて頂きたいと思います。

(教育長) 色々ご意見もある様ですが、改めて修正をして、再度、次回以降の会議で諮って頂くという事でよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) それでは合わせまして、これは私の思いですが、平成26年に出来た方針を改定する訳です。今、名張市はコミュニティ・スクールを推進しており、学校、家庭、地域を含めたそのコミュニティ・スクールの皆さん方にも周知徹底してもらう為に、この冊子を活用して説明してもらおう。冊子は容量がありますので、概要版でも良いと思いますが、みんなに理解、そして活用してもらわないと意味がない訳ですので、それをする事が大事ではないかなと。市がこうやって作った冊子ですから、ホームページに掲載することも非常に大事な事だと思います。いじめの対応は非常に難しいと思いますが、みんなが同じ思いでやらないと個々バラバラでは駄目だと思いますので、市と市の方針、そして学校もどうやっていくかという事が大事ではないかなと思いますので、より理解が進む様にして頂くよう、よろしくをお願いします。それでよろしいでしょうか。はい、では、この件、議案でございますが、改めて委員の皆さん方に指摘された事を踏まえて、検討した上で再度提出して頂くという事で処理をします。それでは続きまして、その他の項目に入りたいと思います。(1)義務就学者の就学校の変更についての説明を事務局よりお願いします。

3 その他

1) 義務就学者の就学校の変更について【非公開】

2) 児童生徒の問題行動について(5月分)【非公開】

3) 指定管理施設の収支状況について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件について、ご意見、ご質問等はありませんか。は

い、どうぞ。

(委員) 体育館の方ですが、平成 30 年度の支出の方で事業経費、これが例年に比べますと自主事業経費が例年と違うと思いますが、何か変化があったのでしょうか、6,606,797 円の説明をお願いします。例年は 350 万とか 310 万ですが、その中の自主事業経費、諸謝金がウェート高いので、この辺だと思うのですが。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 収入の中で自主事業が年々増えていますのが、プール教室、テニス教室、それから子ども向けの体操教室などであり、その分収入も増えています。一方、それに合わせて講師を自前で出来る部分についてはしていますが、外部講師を雇ったりもしていますので、この人件費が増加している部分、収入を増やすための努力によって自主事業の経費が増えているのが要因です。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 去年の収入は自主イベントが 1, 0 0 0 万円で今回は 1, 1 0 0 万円。それと比べますとその諸謝金が反映している様にはちょっと思えないのですが。

(教育長) すぐには回答できないですか。はい、事務局。

(事務局) はい、すみません。ちょっと手持ちの資料が無いので、改めて説明させていただきます。

(委員) はい、お願いします。

(教育長) その他の件でいかがですか。はい、どうぞ。

(委員) 勤労者福祉会館の件ですが、ここだけ収支が赤字ですよ。利用収入の部分が予定より 60 万近くも少なかったですが、何か工事で閉館していたなど、利用してもらえなかった原因があったのですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) この勤労者福祉会館の方の利用料金収入ですが、通常、あくまでも計画として 160 万円を計上しております。これは指定管理料設定の際の 3 年間の計画額です。実際には大体 100 万円程度の利用料金となっていて、それはこの施設自体の利用実態を反映した金額と認識しています。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) それでしたら、計画額を毎年 100 万少しと実際の収入に合わせれば良いのではないですか。次年度から減額しても問題ないのですよね。

(教育長) 事務局どうですか。

(事務局) はい、再検討させていただきます。

(教育長) 他いかがですか。はい、どうぞ。

(委員) 勤労者福祉会館ですが、多分、市民センターが利用しやすくなっているの、市民センターを利用される市民の方が多いのではないかと感じます。市民センターと違って勤労者福祉会館は基本的に休館もありませんし、活用されるように頑張って頂けたらと思います。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) また色々な方向を早速、検討したいと思います。

(教育長) 他よろしいでしょうか。ちょっと私から細かい事ですが、平成 28、29 年度は予算額ですが、何故 30 年度は計画額になっているのかなど。何か意図があるのかなという風な気がしました。それから勤労者福祉会館、先ほど出ていましたが、指定管理者が体育館と合わせて管理して

いる赤字でも、全体で見れば良いのかなと言う事ですが、やはり別個の施設でありますから、施設毎の計画に対してのやはり予算執行、決算がきちんと、収支も合わせて整合性が取れなければならないと思います。委員さんも指摘されていましたが、計画予算額というのは、事業の計画性というのがどの程度あるのかなのかという所も問われてくると思いますので、充分考えて頂く必要があると思います。はい、どうぞ。

(委員) 今、教育長がおっしゃった通りだと思います。予算額に対して決算、前2年度についてのその状況が30年度に反映されてないのが非常に不思議な感じがします。それから収支を最初からマイナス収支で計画している事自体も非常に違和感があります。そう言った意味でもやはりこれまでこうしているからという事ではなくて、本質的にどうあるべきかと、この事業がどういう事業かと説明できるような形でお示し頂けた方がよろしいのかなという風に思います。

(教育長) はい、ありがとうございます。予算額、計画額は普通でしたら、予算作成時に適切に収入と支出を見込むというのが普通だと思います。年間を見通して、事業計画をきちんと示して作成する必要があると思いますし、指定管理料については、変わらないとしても、当然そこで収支でマイナスになってくる事が妥当なものであれば、それも考えて行く必要があると思います。やはりそれを見ている事務局としては、常に情報を得ながら指導をして頂ければと思います。よろしいでしょうか。はい、この件はこの程度でとどめておきたいと思います。それでは、4) 市民プールの開場計画についての説明を事務局よりお願いします。

4) 市民プール開場計画について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして何か委員の皆様方からご意見ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

(委員) ある市の市民プールで、これは運営管理を委託されているかどうかは分かりませんが、最近、利用者の方がプールで急に倒れられるという事例があるそうです。その為にそのプール案内には体調の悪い方は利用をお控え下さいや体調を考えて入って下さいと、そういう案内が増えています。名張市民プールが今回開場されるにあたりまして、他の市町村での事故案件など少し参考頂くなりして、対応を事前にある程度は想定して考えて頂くのもひとつかなという風に思いますが、その辺りいかがでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい、ありがとうございます。その件に関しまして、私どもの方で他市の状況等を常に確認させて頂いております。また、この施設の指定管理者も常に情報の収集をしておりますので、その時その時の判断によりまして的確に対応させて頂きたいと思います。

(教育長) よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) 去年も聞かせて頂きましたが、プールの終了が結局、一般開放は17日の土曜日で終わってしまいます。その後は団体が使う事になっていますが、やっぱりそうだと短いと感じます。やっぱり夏の時期しかプールに入れませんか、小学校のプールもそんなに長い期間やっておりません。楽しみにしている中学生や一般の方もいらっしゃると思うので、もう少し何とか長くプールを運営して頂く事は出来ないのかなという風に感じさせてもらいました。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 本当におっしゃる通りでございます。ただ、この市営プールにつきましてはやっぱり非常に採算性が厳しいものでございまして、実は今年は 25 日間開けますが、17 日以降のお盆越えてからは、やはり利用者が減少します。そういったことから、どうしても団体の方に移ってしまうという部分がございます。また、実際の所、この収支は、去年でもですね、実は収入が営業日数は猛暑の影響で閉場日もありましたが、934,000 円で、支出が約 3,400,000 円という感じになっていまして、非常に厳しい状況が続いています。今年度も何とか人件費の方を抑えるなど色々考えておりますが、赤字解消は難しく、中々延ばすのは難しい現状です。

(教育長) 今年の日程を変えることは出来ないと思いますが、せめて 18 日の日曜日は平日よりも入場者は多いと思いますし、また、団体利用は火曜日からですので日曜日まで開場しても良いのかなという風に感じます。次に、学校開放ですが、プールが出来ない学校がありますが、その監視員の経費を使って市民プールに行くことが出来ないかと関係者の方から聞きまして、一度、そのような希望があれば市民プールを活用してもらうことも検討してみても良いと思います。他、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) 赤字と言う事ですが、料金設定の見直しは、これまでに検討されてきていますか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 指定管理料には複数の体育施設が含まれておりまして、プール運営の部分につきましては赤字でも、体育館の部分でそこを埋めて頂いていると言う風な形で、今現在は運営して頂いています。実際には、使用料につきましても検討が必要と認識していますが、今の所は考えてはおりません。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 指定管理者との関係で、いくつかの事業を合わせて黒字となれば構わないというようなどんぶり勘定ではなく、やはりそれぞれの事業の性質を見て、きちんとその収支が合う様な基本的なスタンスで、ゼロベースでもう一度考えて頂く検討をまずはされるべきかと思いますが、いかがでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 確かにおっしゃる通りでございますので、その様な検討をさせて頂きまして、ちゃんと実支出、それと収入に見合う様な形に持っていける風にさせて頂きたいと思います。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 指定管理者の引き受け手が少ないのかもしれませんが、1 社独占みたいな形が継続するのも健全ではありませんので、やはり収支等についてはきちんと説明がつく形で是非ともお願いしたいと思います。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 前回の指定管理者選定の際の応募は 2 社ございました。来年度からの更新についても公募をさせて頂きませんが、手法も検討して複数社応募して頂けるようにしたいと考えております。

(教育長) 指定管理者の業務も色々ありますが、やはり各々の施設の運営をしっかりとやっていただくためにも、本来の指定管理の範囲内でやってもらうのか市が負担をしてでもするべきものなのか等をきちんと調整して、利用者の満足度を上げていくべきだと思います。市としては、その辺りをしっかり把握して指導・助言をしていく必要がありますので、よろしく申し上げます。

よろしいでしょうか、はい、どうぞ。

(委員) フェンスがあるので中に入る事は少ないでしょうが、プールの水質管理の面からも夜間の管理をよろしくお願したいと思います。夜間パトロールで中央公園にも行きますが、時折、人が集まっていたりとかプールサイドで遊んでいるなどということを知ったりもしますので、その辺をよろしくお願をしたいと思います。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) ありがとうございます。その件に関しましては、つい最近も指定管理者から連絡がありました。今、プールサイドのフェンスの清掃作業をしていますが、お酒の空缶等がふたつ程、その他に大きなガムも見つかりましたので、警察の方に連絡して夜間の巡回パトロールを依頼いたしました。

(教育長) 特に異物混入については十分気を付けないと、構造上、フェンスを越えようと思えば簡単に越えられてしまいますので、開場の前にはきちんと点検をして、トラブルが発生しないようお願いしたいと思います。他、よろしいでしょうか。それでは、市民センターの利用状況についての説明を事務局からお願いします。

5) 平成30年度市民センター利用状況について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。はい、無いようですので、次に進めさせていただきます。6番目の項目、令和元年度教育講演会について、説明をお願いします。

6) 令和元年度教育講演会について

(事務局説明)

(教育長) はい、この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。それでは、令和元年度週末教育事業の実施予定についての説明をお願いします。

7) 令和元年度週末教育事業の実施予定について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。7月、8月の夏休み中の子どもたちの週末の活動、また、教育センターの大きな事業のひとつとして、ご承知頂きたいと思えますし、例年非常に人気がありますので、また時間がございましたら見て頂ければと思います。何かご意見ご質問ございませんか。はい、それではこの件はこのぐらいにさせていただきます。続きまして、図書館だより、2019年7月号について説明をお願いします。

8) 図書館だより (2019年7月号 No.333)

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。
はい、それではこの件はこれで終わらせて頂きます。

9) その他

・各所属からの諸事項

(教育長) 続きまして、各所属からの諸事項、連絡がございましたらお出し頂きたいと思いがいかですか、よろしいですか。はい。どうもありがとうございました。これをもちまして第4回の定例教育委員会を終わらせて頂きます。